

古座川町が発注する建設工事等の契約に係る競争入札の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

1 入札条件

- (1) 入札は、様式1に定める入札書を入札に付する事項ごとに作成し、記名押印のうえ、所定の時刻までに自ら入札箱に投入しなければならない。郵便、電信による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、様式2に定める委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に、本人の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載（本人又は代表者の印は不要）し、「上記代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人の押印をすること。
- (3) 入札は総価においてすること。
- (4) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (5) 入札書を入札箱に投入した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 工事の入札者は、様式3に定める工事費内訳書に、業務の入札者は様式7に定める業務費内訳書に所要事項を記載の上持参し、投函の際、入札執行者に提出しなければならない。ただし、最低制限価格を設定しない入札の場合又は、設計価格の公表をしないときはこの限りでない。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札を希望しない場合には、入札書の投入に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、様式4に定める入札辞退届を提出しなければならない。
なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

2 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が1人のときは、入札を取り止める。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する時は、その者の入札は無効とし、再度入札には参加できない。ただし(1)(3)(5)(9)(10)(11)に該当する入札については、その回のみ無効とし、再度入札については参加できる。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札者が1人の場合においてその者がした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (4) 所定の時刻までにされなかった入札
- (5) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 代理人が2人以上の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (8) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (9) 入札者の記名押印、代理人が入札する場合の代理人の記名押印を欠いた入札書による入札
- (10) 金額を訂正した入札書による入札
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (12) 工事費内訳書の工事価格の欄と入札書記載金額が一致しない入札
- (13) 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しない者がした入札
- (14) 入札書に添付して提出することが求められる工事（業務）費内訳書その他資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者がした入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

4 入札の失格

次に該当する入札者は失格とする。

最低制限価格が設定された入札において、最低制限価格に対する入札書比較価格（最低制限価格の110分の100に相当する価格をいう）未満の入札をした者及び再度の入札において、前回の入札の最低価格以上の入札をした者は失格とする。

5 再度入札

- (1) 設計価格の公表をしないときは、開札の結果落札に至らない場合は直ちに出席者をもって再度入札を実施する。この場合の総入札数は3回を限度とする。
- (2) (1)の場合において、再度入札者が1人になったときは当該入札を打ち切る。
- (3) 次のア又はイに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
ア 3の（入札の無効）の（1）から（8）までのいずれかに該当する入札
イ 4の最低制限価格に対する入札書比較価格未満の入札及び前回の入札における最低価格以上の入札

6 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格の設定が無い場合
予定価格の範囲内で、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格の設定が有る場合
予定価格の範囲内で、最低制限価格に対する入札書比較価格（最低制限価格の110分の100）以上の入札をした者のうち最低価格入札者を落札者とする。

7 くじによる落札者の決定

落札者となるべき価格と同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、くじの対象となった入札者は、1の（5）によりくじ引きを辞退することはできない。

8 前払金について

契約金額が1件100万円以上の工事で公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約をした者については、契約金額の10分の4以内で最高15000万円までの前払金を請求することができる。

また、契約金額が１件１００万以上の業務委託で公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約した者については、契約金額の１０分の３以内で最高３０００万円までの前払金を請求することができる。

なお、前払金希望の有無の意思表示は、落札の決定を受けた後、直ちに行うものとし、後日その意思表示の変更はできないものとする。

９ 中間前払金について

前払金を支出した建設工事において、下記の要件を満たしている場合、施工の中間時期に請負代金額の１０分の２までの金額を追加して求することができる。（ただし、中間前払金と前払金の合計金額は請負代金額の１０分の６を超えてはならない。）

- （１）工期の２分の１を経過していること。
- （２）工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

１０ 契約の保証について

- （１） 落札者は、契約保証を要する契約の締結に当たっては、次に掲げる保証のいずれか一の保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関等の保証
 - エ 債務履行を保証する公共履行保証証券による保証
 - オ 債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- （２） 前号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。
- （３） （１）にかかわらず、地方自治法施行令第１６７条の５項又は第１６７条の１１第２項の規定により町長が必要と認めた資格を有する者で、当該契約が確実に履行されると認められるときは免除することがある。この場合は、入札通知書に免除する旨を記載する。

１１ その他の必要事項

- （１） 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して５日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において事情やむを得ないと認められるときは、この期限を延長することができる。
- （２） 町議会の議決を要する契約については、仮契約書の案を提出しなければならない。
- （３） 前号の場合については、町議会の議決があり、本契約確定通知をもって契約が確定する。
- （４） 落札者が第１号に規定する期間内に契約書又は仮契約書の案を提出しないときは、その効力を失う。
- （５） 落札者は、工事の施工に関する次の事項を記載した書面を提出すること。
 - ア 解体工事に要する費用
 - イ 再資源化等に要する費用
 - ウ 分別解体等の方法
 - エ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- （６） 仕様書等を閲覧する場合は、係員に入札通知書を提示し閲覧申請書を提出後、所定の場所で閲覧すること。
なお、閲覧申請書に所要の事項を記入し提出しなければならない。閲覧申請書の提出がないときは、仕様書による見積もりを行っていないものとみなし入札に参加させない場合がある。
- （７） 落札者は、落札後直ちに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨を入札執行者に申し出るとともに契約書案を提出する際に、様式５に定める課税事業者届出書又は様式６に定める免税事業者届出書を提出しなければならない。

１２ 工事实績情報サービス（CORINS）、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録について

５００万円以上の工事の請負者はCORINSに、１００万円以上の測量調査設計業務の受注者はTECRISに登録するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事（業務）カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

登録時期は、工事、業務のいずれの場合も、受注時は契約後１０日以内、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内、完了時、完了後１０日以内とする。

（登録に関する問い合わせ先）

（財）日本建設情報総合センター

東京都港区赤坂５丁目２番２０号 赤坂パークビル１４階

TEL ０３－３５０５－２９８１

FAX ０３－３５０５－２６６５

大阪市中央区内平野町２－１－９ シグナスビル６階

TEL ０６－６９４９－３０６０

FAX ０６－６９４９－３０５４

１３ 建設業退職金共済制度について

落札者は、契約締結後に、建設業退職金共済制度による共済証紙を購入したときは、速やかに掛金収納書を契約担当者に提出すること。

１４ 注意事項

入札室内において、携帯電話を使用するなど、入札の適正な執行に支障をきたす行為をした者については、退室を命じ、その者の入札を無効とすることができる。

１５ その他

業務委託・物品の調達・役務の提供等の入札に際しては、本心得を準用して使用する。

１６ 各種様式

入札書、委任状等の様式は下記のとおりとする。但し、業務委託又は役務の提供等の入札に際しては、様式１、２及び様式４の「工事」を「業務」、「請負」を「受注」と読み替えるものとし、物品の調達の入札に際しては、様式１、２及び様式４の「工事」を「物品」、「請負」を「受注」と読み替えるものとする。

様式 1 入札書

様式 1

入札書

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年度 第 号

東牟婁郡古座川町

地内

(工事名)

工事入札金

上記のとおり別冊図面及び仕様書ならびに古座川町財務規則によって請負しますから入札します。

年 月 日

住所

氏名

印

古座川町長 ○○ ○○ 様

様式 2 委任状

様式2	
委任状	
(ふりがな)	
私儀	
を代理人として	
都合により	
年	月
日に入札する下記工事の入札に関する一切	
の権限を委任します。	
代理人使用印	印
記	
工事年度	
工事番号	
工事名	
年	
月	
日	
住所	
氏名	
印	
古座川町長 ○○ ○○ 様	

様式3 工事費内訳書

[illegible]

様式4 入札辞退届

様式 4	
入 札 辞 退 届	
工事年度	
工事番号	
工 事 名	
上記について指名を受けましたが、下記理由により入札を辞退します。	
記	
1. 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。	
2. この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。	
3. 作業員の確保が困難である。	
4. その他 ()	
年 月 日	
印	
古座川町長 ○○ ○○ 様	

様式5 課税事業者届出書

様式 5

課 税 事 業 者 届 出 書

年

月

日

古座川町長

〇〇

〇〇

様

住所

氏名

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない）であるので、その旨届出します。

記

課税期間

自

年

月

日

至

年

月

日

様式6 免税事業者届出書

様式 6

免 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

古座川町長 ○○ ○○ 様

住所

氏名

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除されている）であるので、その旨届出します。

記

免税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

様式 7 業務費内訳書

様式 7

古座川町長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

業務費内訳書
業務番号 ○○ 年度 第 号
業務名 業務

入札金額（税抜き） (①+②+③+④+⑤) 円

(単位:円 税抜き)

土木関係建設コンサルタント業務 (土木設計業務)			建築関係建設コンサルタント業務 (建築設計業務)			補償関係コンサルタント業務 (用地調査等業務)			地質調査業務			測量業務		
工種	数量	金額	工種	数量	金額	工種	数量	金額	工種	数量	金額	工種	数量	金額
直接人件費の内訳			直接人件費の内訳			人件費の内訳			直接調査費の内訳			直接測量費の内訳		
直接人件費	a		直接人件費	a		人件費	a		直接調査費	a		直接測量費	a	
直接経費	b		諸経費	b		直接経費	b		間接調査費	b				
一般管理費等 (又は諸経費)	c		技術料等経費	c		一般管理費等 (又は諸経費)	c		諸経費	c		諸経費	b	
その他原価 (又は技術経費※)	d		特別経費※	d		その他原価 (又は技術経費※)	d		解析等調査業務費※	d		測量調査費※	c	
設計業務価格①	a+b+c+d		設計業務価格②	a+b+c+d		業務価格③	a+b+c+d		調査業務価格④	a+b+c+d		測量業務価格⑤	a+b+c	
(直接人件費の内訳記入例)			(直接人件費の内訳記入例)			(人件費の内訳記入例)			(直接調査費の内訳記入例)			(直接測量費の内訳記入例)		
工種	数量		工種	数量		工種	数量		工種	数量		工種	数量	
道路詳細設計、 法面設計、 橋梁詳細設計 等	〇式、〇km、 〇業務、 〇橋 等		追加業務	等	〇式 等	木造建物調査、 非木造建物調査、 営業調査 等	〇式、〇棟、 〇世帯、 〇箇所、〇戸、 〇台 等		機械ボーリング、 標準貫入試験 等	〇式、〇m、 〇回 等		路線測量、 河川測量、 用地測量 等	〇式、 〇回 等	

提出された内訳書が別表一に掲げる事項に該当する場合には、古座川町建設工事等競争契約入札心得 3 の（15）に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、原則として、当該入札を無効とします。

別表一

1 未提出又は未提出と同等と認められる場合	
	（1）提出期限までに内訳書が提出されない場合
	（2）内訳書の一部が提出されない場合
	（3）内訳書と関係のない書類が提出された場合
	（4）他の工事の内訳書が提出された場合
	（5）内訳書として提出された書類が白紙である場合
	（6）内訳書に提出者の記名が欠けている場合
	（7）当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
	（8）他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	
	（1）総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
	（2）入札説明書等に明示した項目を満たしていない場合
3 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合	
4 記載事項に誤りがある場合	
	（1）発注者名に誤りがある場合
	（2）工事名に誤りがある場合
	（3）提出者名に誤りがある場合
	（4）内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額に対応していない場合
5 その他未提出又は不備等がある場合	